

第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年5月6日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和4年5月6日（金） 午後1時52分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年5月6日（金） 午後3時17分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美	9番 徳永 玉義
10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

5番 山崎 正典

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第28号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第3号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 婚活イベントについて
- (2) 活動記録簿について

午後 1 時52分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクをとおして発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

また、第5条の許可申請では松尾委員が、基盤強化法の集積計画では本田委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等のための発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（増富 浩彦君） 本日は、欠席委員は山崎委員です。草野有美子委員さんが少し遅れて参加されます。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、改めましてこんにちは。

いろいろと農作業が田植え前の準備等々で忙しい中、またコロナもまだ収束しておりません。お気をつけいただきたいと思います。

それと、この間から宮中献穀でございますけども、1日の日に播種祭と祭殿清め払いという行事に参加してきました。一応、報告しておきます。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

ただいまから令和4年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、3番、田島委員、4番、池田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第3号、非農地判断の取消についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

[議案第24号の朗読]

議案書3ページ、申請番号1番から6番まで、6件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員(9番 徳永 玉義君) 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から2番です。

申請番号1番は、後継者である子に譲る案件。

2番は、子に貸し付ける案件です。

申請番号1番から2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

それでは、申請番号1番から2番についてご審議がありましたらお願いします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員(1番 松尾 茂敏君) 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号3番です。

3番は、高齢で耕作ができないため、譲り渡す案件です。申請後、譲渡人が亡くなりましたが、許可の申請はそのまま存続したいということです。

申請番号3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。

申請番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員(7番 草野 英治君) 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号4番から6番です。

申請番号4番は、後継者である子に譲り渡す案件です。

5番は、新規に農業を始めるために買い受ける案件です。地元の方にご指導・ご協力をいただきながら、少しずつ果物やスイカ、カボチャを植えていくそうです。定年前から準備をしてこられ、このたび、雲仙市に家族で転入して来られました。

申請番号6番は、譲渡人の要望のため譲り渡す案件です。

申請番号4番から6番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号4番から6番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第24号、申請番号1番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第25号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号1番から2番で3件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長、徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から2番です。

1番は、牛舎と乳牛の運動場及び飼料調製庫用地への追認申請です。平成19年頃、農地法の手続がいることを知らず建築したそうです。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の団地の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断しました。しかし、目的が農業用施設で酪農業経営上、必要不可欠であるため、例外的に追認できる案件と思われます。

申請番号2番も、駐車場への簡易手続相当の違反案件による追認申請です。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるという要件に該当すると思われます。申請地は農振白地、宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。平成3年に建物を、また13年に申請地と宅地を取得したそうです。当時から駐車場として利用しており、国土の調査も終わっていたので、宅地と思い込んでいたとのことでした。

申請番号1番については、調査会でいろいろ意見が出ましたが、許可書を配付するときに、事務局

より、これからは農地法の遵守について、強く注意してもらうことを追認の要件とし、2番については、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番、2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 15番、森崎ですけど、この2番のこの人は諫早におってあれですか、瑞穂でしよるわけですか。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとお答えします。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この2番の人は、まず議案書の分に関しては、今、説明が調査会長から説明があったように、もう二十何年前からそのままの状態、この家主ちゅうか地主の人が夜逃げしてからそのままの状態。申請人が、もうお金も出しとるということで、やっと時効取得で取れたということで、今、議案書で上がってるわけ。だから、この間には宅地がもうあって、家も建つとるわけです。ただ、名義が変わらんじゃったということだけで。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 4条でしてある。5条ならわかるけど。

○委員（14番 東 康敬君） もう本当は、申請人が全部取得しとったわけですが、この人は。だから、本当は名義は移とらんけど、4条になるわけだから。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、そうやって5条なおとらん。逆じゃろ。

○委員（14番 東 康敬君） 時効で取得しとるけん。

○議長（馬場 保君） 事務局、ちょっとよかですか説明は。

○事務局長（増富 浩彦君） 4条と5条の問題です。その申請のときの所有者やけん、このときは申請人が時効取得のほうが早く、時効取得はうちの許可なしで所有者になれんとです。そこがたまたま時効取得で取得したところが、たまたま無断転用のところであったということで、もうその以前の無断転用はしとらした人かどこにおるかも分からんもんやけん、この申請人で4条の追認申請。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 5条なら俺もわかるけど、4条やったけん聞きよる。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

池田さん。

○委員（4番 池田 兼三君） ここは道路の敷地にかかるところでしょう。

○委員（14番 東 康敬君） 昔はですね、まだ合併する前は道路敷地に本当は取られないかんのは、なかなかその相続とかそういうのが、結局、地主がおらんやっつもんやから、そのままの状態、あそこだけ道路、なつとらんですよ。それで、その後、この申請人さんにいろいろお話を聞いたとこ

ろが、もめたんですかということを知ったとき、いや、そういうことはなかったという話で、いきさつでよう分からんとです。ただ、ここは狭かです道路は。

○委員（４番 池田 兼三君） これが一番狭かですね。

○委員（１４番 東 康敬君） 結局、買収できとらんですよ。

○委員（４番 池田 兼三君） これで道路が、賠償ができんやった。

○委員（１４番 東 康敬君） そうそう。そうです。そのまま。まだ瑞穂町時代。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） ２番、内田です。

もう１回、ちょっとこの経過報告のところを、もうちょっと分かりやすく説明ばしてもらいたかです。この２番の競売から時効取得で。何か相手の問題の昔から。何か。

○委員（１４番 東 康敬君） これは、今さっき言ったように、地主さんがちょっと事情があつて夜逃げをさせたわけですね。それで、今の宅地で時効取得をしたこの場所も、家も、そのまま状態で２０年近く、もうほったらかしやったわけですよ。そこを、今、この申請人がお金も出しとるということで、時効取得でやっとなら自分の名義に変わったという話は聞いたんです。

ただ、経過ちゅうのはうちらもその人から聞くだけであつて、疑う余地もないという、ああ、そうですかということで、納得せざるを得んごとなつてるんです。

今、言うように、もう道路ができとるけど、そこだけ道路の一部がへっこんだような形で買収ができとらんとです。これで、やっところ、地主が決まってるという形やけど、その後はどういう形でやっていかれようとするのか、うちらも知らんけん。

○委員（２番 内田 弘幸君） これが、１８３番の登記は分かりますけど、３筆は平成１３年６月１１日時効取得、上の２番のほうは１３年６月１１日競売による取得。同じ日に競売で取得しとって、そして今度はまた別のあれは同じ日に時効取得つていう。何かピンとこんとです。事務局は、分かりやすう説明お願いします。ピンとこんから。ピンとこん。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 補足で何か説明できますか。説明できる人、お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 経過報告書についておっしゃってる。

③の当該土地及び１８３番６、宅地は、この申請されている１８２番と１８３番、１８３番４及び宅地の１８３番６を時効取得されたということで。

○委員（２番 内田 弘幸君） 経過報告のとき、これじゃ何か、何回も読んだとけどさっぱり分からんとさね。それで異議ありませんとかいいきれない。

○委員（１４番 東 康敬君） 結局、現場を見れば、この宅地の部分とこの田の分は同じ敷地の中に入った中での宅地の分がこの競売で取得をしたということと、これの２筆の田が４１平米と９９平米

が。これも同じ敷地の中に入った中でのここだけが農地として残ったちゅう形って思ってる。

だから、結局、農業委員会の許可を得ないかんのはここだけですたいね。あと宅地の分はもう何も関係ない。

○事務局長（増富 浩彦君） 182番と183番4、今回は、その2筆についての追認許可という分かる。後のことについては、この経過報告に書いてあるとおりで、もう先に宅地、農地じゃないけんか、先に時効取得であったり、購入したりして、自分名義になつとるところ。

○委員（2番 内田 弘幸君） 宅地は全部、この申請人の名義になつちよっていうこと。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。今回、この2筆ですたいね。182番と183番4というところが地目が田やけん、今回、そこにもう駐車場の形態はなしとるけんか、追認許可。時効取得をした後に追認許可を出してこられてるっていうこと、って考えればよかじゃなかかなと思いますけど。

地目が田と思とらんで購入ばしとらしたて考えてくれればよかかなと思いますけど。

だけん、形状が、田の形状ばしとらんで、宅地の形状、駐車場で使用しちよったところを地目を直つとるばいと思つて購入ばしとらすとですたいね。購入て、時効取得しとらすとですたいね。

時効取得やけんか、地目まではどげんか、知つとらしたかもしれんけど、知らん。

○委員（2番 内田 弘幸君） これ、時効取得やつたら違ふとじゃ。182番と183の4は時効取得で取ったことになつと。何かおかしかつた。183の4と182の追認ということは分かつとるけどさ、時効取得見てでも、何してでも、時効取得をするときに農地である、農地って知つとらんで時効取得ばするかな、しかし。

○事務局長（増富 浩彦君） 時効取得、関係なかけんですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 時効取得ばするときに、田は田って分かつて時効取得ばしよちゅうことじゃろ、結局。そこは時効取得ばすつときに、そこは農地で分かつて、時効取得ばすることはなかよ。時効取得ばするときには、そこはどういう地目かということは、分かつて時効取得ばしとる。分かつてらんような、しらんやつたとか、何とか、そういう話は、絶対おかしかよ、この文章から言つて。時効取得ばするときにはそこは農地で、じゃあなかげら時効取得もできんけんて。そげん時効取得やけんちゅうて、何でんかんでん、その地目自体が何でんかんでん、そりゃ時効取得はできるかもしれんけど、それ地目が、田とも知らんやつた、宅地と思つちよつたちゅうて時効取得のできるわけがなかじゃなかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 今、内田さんが言われるような件が瑞穂町でもあつたわけですね。というのは、負債がらみで、農協が宅地として一反くらいを売つとるわけですね。ところが、転用としては500平米しか転用ができませんわけですたい。しかし、買う人は全部を買つてくれちゅうことで農協から買うちよるわけですよね。ところが、500平米しか宅地として売つちよらんもんやけんが

500平米を宅地として、周りを分筆して農地をそのまま残すわけですよ。それがずっとどうかならんかとなりながら、20年の時効が来たときに、その農地の部分を時効取得ということで名義は変わったということで報告があったんですよ。そういう形で20年の時効取得で、やっと自分のものになりましたよという形を報告を受けたことがある中で、これもそれと一緒にじゃないかなと、関連的には。時効取得で、結局、農地じゃあ買われんけど、金は払って証拠はありますよと。20年間の時効取得でやっと名義が作りましたということで。そういう案件も瑞穂であったとですよ。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 後で。内田委員さんは。

○議長（馬場 保君） よろしいですね。

それでは、ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第26号、申請番号1番から2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第26号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号1番から4番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から2番となります。

申請番号1番は、グループホーム用地への転用申請です。申請地は農振白地、瑞穂支所から300メートル以内の区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号2番は、駐車場用地への追認申請です。申請地と周囲の土地は、以前から湿地帯でまともな作物ができず、かさ上げをしたものの工事費がかさんで放置していたところを、職員用駐車場の不足としている転用者が、平成12年ごろから借り受けていたそうです。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるため、簡易手続相当の違反案件と思われる。申請地は農振白地、瑞穂支所から300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号1番、2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号1番から2番についてご質疑がありましたらお願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

この1番のほうかな。グループホーム用地のここですね。ここは、多分、3条で譲渡人さんが買われたところじゃなかろうかなと思うんですけど、その今までずっとこう見てきとって、最初から農地法3条で購入されて、ほとんど最初から造成するような方向で、石ころ交じりのやつをどんどん、どんどん、宅地造成のごとしてやりよったとこと思うとですよ。そこは市役所の真ん前ちゅうか、ほとんど市役所に近かところで農地法3条で購入したところを耕作すら、もう最初から耕作できんごたるような泥の入れ方をしたり、狭地直ししたりしたら、農地法3条で購入するなら、やっぱ転用があがってくるまでは、何らかの形でやっぱり農業のできるような農地の、購入予定されるならしてほしかったけど、そこら辺はどういうふうな指導かれこれはされとったんですかね。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からよかでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局長。

○事務局長（増富 浩彦君） 事あるごとに、この、そのもとの所有者さんのほうには、東委員さんも交えて結構注意をずっとしてきたところなんですけども、今回、この転用者の方から、うまくすっきりとこう、あの一帯がいけるかなということで相談がありまして、そういう事情ならということで、今後、その所有者さんが農地を取得するときには、厳しく審査あたりをしてということで伝えてはあると思っております。

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） いいですか、内田委員。

ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。松尾委員に代わって説明します。

中部調査会関係分は、3番から4番です。

申請番号3番は、車両置き場用地への転用申請です。申請地は農振白地、阿母崎駅から300メートル以内の区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

申請番号4番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール

未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

申請番号3番から4番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番から4番について、ご質疑ありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきまして、松尾委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

〔1番 松尾委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第26号、申請番号1番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、松尾委員の入室を求めます。

〔1番 松尾委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第5、議案第27号の農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第27号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から、議案書34ページ、整理番号37番までです。整理番号1番から4番までは貸借に係る案件、整理番号5番から14番までは所有権移転に係る案件、整理番号15番から37番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは、別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第27号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から4番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号5番から14番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号15番から37番について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ないようですので、ただいまから採決を行いますが、本案件につきまして、本田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

〔6番 本田委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第27号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、本田委員の入室を求めます。

〔6番 本田委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第、議案第28号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書35ページを御覧ください。

〔議案第28号の朗読〕

議案書36ページ、整理番号1番から2番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第3号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第28号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、報告第3号、非農地判断の取消について、事務局より説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書37ページを御覧ください。

〔報告第3号の朗読〕

議案書38ページ、整理番号1番から14番です。本案件については、令和3年度の農地パトロールの結果、B分類と判断されました農地に対して、令和4年3月17日付で非農地通知を発出しました。その後、異議申し立てのあった案件について、地元農業委員に再度調査を依頼し、申し立てのとおりに、自己保全・耕作が認められたため、非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） 報告第3号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後2時52分休憩

.....

午後3時04分再開

○議長（馬場 保君） それでは、お待たせしました。農政に係る協議を行いたいと思います。各委員の協力方、よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

婚活イベントについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 婚活イベントについてですけれども、今年度の婚活イベントの開催の可否について、ちょっとご協議をいただければなと思います。

また、ちょっとコロナのほうも落ち着いてるとは言えない状況ですけども、開催するかどうか併せて検討いただければと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から説明がありましたけども、今年度の婚活イベントの可否について協議をいただければと思います。何かご意見ありましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） イベント自体が大体どういうイベントになるんですか。（発言する者あり）

○委員（11番 栄木 正孝君） 今まで大体何回ぐらい行われてたんですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 5回ですかね。

○議長（馬場 保君） コロナ前までですね。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 大体市内の男女、女性に関しては市外も含めて15人ぐらいを、男15、女15ぐらいの定数で。

○委員（11番 栄木 正孝君） どういう形で。

○事務局長（増富 浩彦君） 一番最初の年が山畑で、ジャガイモで、何やったですかね、名前は。

○事務局（藤吉 文女君） ポテ婚。

○事務局長（増富 浩彦君） ポテ婚っていうてジャガイモ掘りをさせて、次の年がイチ婚で松尾委員さんのハウス、イチゴ狩りをメインで2年続けてやったですかね。その後が瑞穂の東委員のハウスで花コンで2年続けて。一番最後の年に3組ぐらい順調に進んでいって、そのうちの1組が成婚までいった実績で、今のところ。昨年が未開催で終わってます。今年、どうするかというと検討してもらえればとは思っています。（発言する者あり）

○委員（11番 栄木 正孝君） 今年やるってなった場合、どんなふうに計画かなんかあるんですか。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、まだ今んところ何も。これ、委員さんたちの意見を十分踏まえた上で、何をするかというと、もう提案ばしていかなばいもんやけんですね。まずは開催するか、せんかを方向づけばちょっと検討してもらえればと思うて、ちょっと議題に上げさせていただいております。

○委員（15番 森崎 茂徳君） だから私は、今年までは控えちよったほうがええかと思ひます。またするってなちよって途中でやめたり、それが悪い。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 森崎委員からご意見ございましたけども、ほかに。あるいは今、みえられた草野委員のほうから、婚活のイベントを今年度するか、しないか、ご意見いただけませんか。

○委員（10番 草野 有美子君） 個人的には成功例もあるので、許せばしたいなという思いはありますけれども。まだコロナですね、今、いろんなことも開催がイベントもされ始めていますが、その

状況を見てのことにはなるんでしょうけれども。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 状況が、やっぱり半年以上かかると、始めてから、準備から。

○委員（18番 林田 剛君） 大体今までも年明け時期。

○事務局長（増富 浩彦君） 大体4月、5月で検討してもらって、大体6月。もう遅くても7月の総会のときに。

○委員（18番 林田 剛君） 実際、実施は大体いつも1月ぐらい。

○事務局長（増富 浩彦君） 1月ぐらい。

○委員（14番 東 康敬君） 事業予算ちゅうのはどうなってる。

○事務局長（増富 浩彦君） 市のほうに申請をせんばいかんですね。

○委員（18番 林田 剛君） 募集は3か月ぐらい前からですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 大体10月か11月ぐらいから。10月ぐらいから。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 今、成功例は1例だけですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1例だけ。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よろしいですか。するか、しないかをここで今日、決めて。

○事務局長（増富 浩彦君） 決めなくても来月ぐらいでも。もう決められるなら、決めてもらっても。

○委員（10番 草野 有美子君） やっぱいろいろこの先、半年後ですので、心配があるのであれば、今年、今回まで、ちょっと見送って、次に確実な、今の4月、5月時点で、あ、いいねっていう感じから、こうしていったほうが、やっぱ農業委員さんの気持ちが1つになって上向きにならないと、なかなかやっぱり人の集めるのとかうまくいきませんので、と思いますが。今の状況。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

草野委員からもご意見ございました。また、森崎委員からもご意見があり、また内田委員からもご意見ありましたが、総合的に考えて、6月ぐらいまでに決するような格好で。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。それでも構わんと思います。

○議長（馬場 保君） 6月ぐらいまでに一応、するか、しないかを。様子を見て。

次回の。7月の初めの総会。初めというか総会まで。そういう形でよろしいですか。皆さんも考えを決めておいていただければと思います。

一応、婚活についてはここで終わりますけども。

ほか、事務局より活動記録簿について。説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からです。

活動記録簿の関係なんですけども、今、お配りしたプリントを御覧ください。農業委員さん、推進委員さんたちから項目を書く欄ですね、3番目にあるのかな。日付を書いて、場所を書いて、項目というところ、選ぶごとに、選びにくいこう、どれに付けたらよいかという相談が結構多かったもので

すから、事務局のほうで書き抜いて、これ、内容がこれに当たればこの項目ですよという。大概こう一番多かやつを書き抜いて一覧にしておりますので、これを参考に付けてもらえば。

黒字になつとるところが大概多いところかなとは思いますが。

また、いろんなご意見を参考にして、修正をしていこうかなと考えておりますので、こがんふうにしてくれば書きやすかるといふのであれば、事務局のほうに言うてもらえれば、毎月のこの例月調査会とか、例月会議がありますので、そのときまでには修正して、ずっと修正版をやろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して意見その他ありましたら挙手の上、発言をお願いします。何かご質問等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、その他に移ります。

事務局、または皆さんから何かございませんか。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局からはありません。

○議長（馬場 保君） 委員の皆さん、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑等々ないようですので、これをもちまして農地推進に関わる協議を終了いたします。委員の皆様、お疲れでございました。

午後 3 時 17 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 5月 6日

議 長

署名委員

署名委員